

南陽市地域福祉計画
南陽市地域福祉活動計画
(平成30年度～令和5年度)

中間報告（事業の取組状況）

令和3年3月

南陽市・南陽市社会福祉協議会

目次

1 計画の体系

(1) 南陽市総合計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(2) 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 事業の取組状況

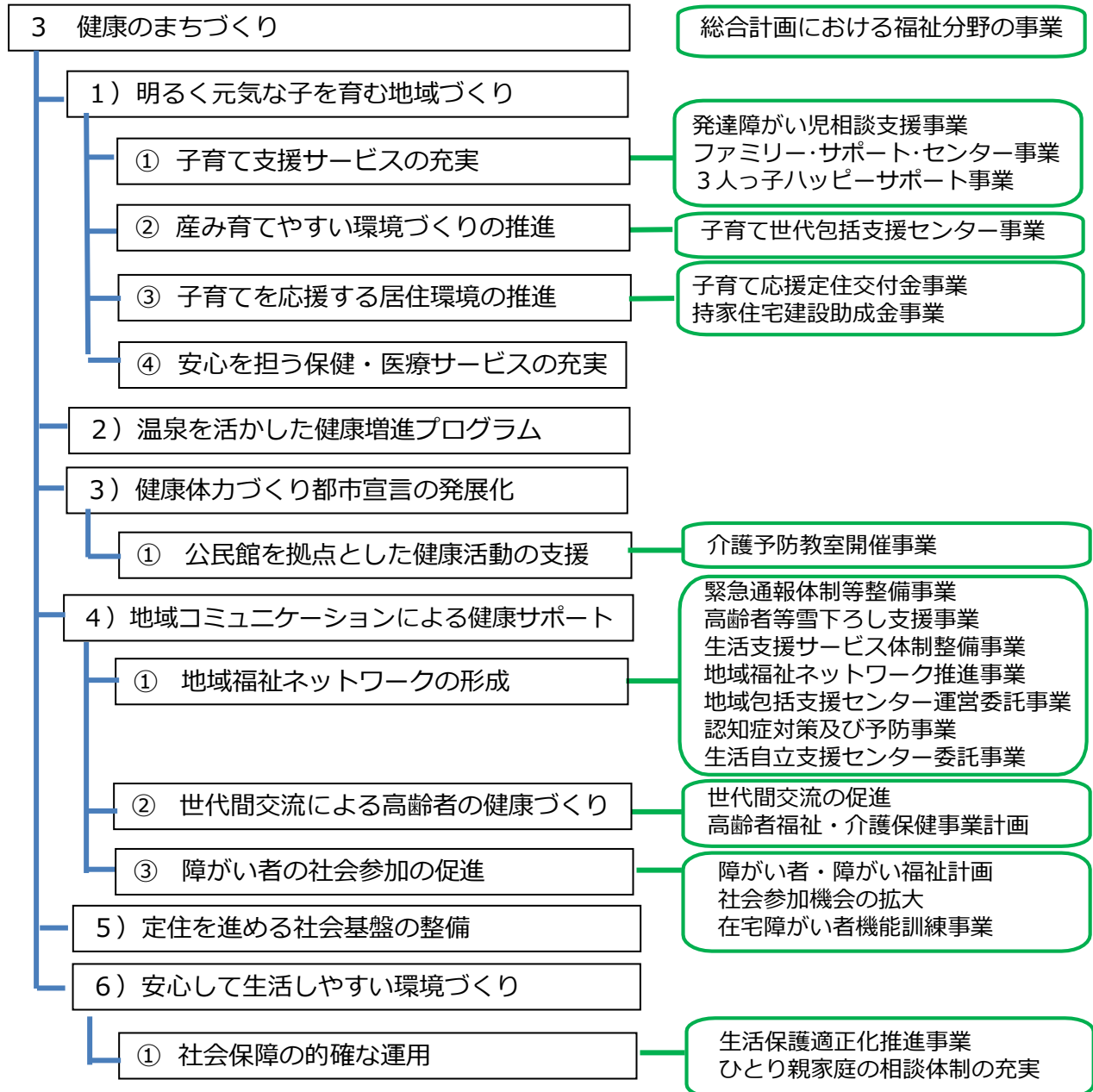
(1) 地域福祉を担う人づくり	地域における支え合いの推進・・・・・・・・・・	3
	ボランティア等福祉の担い手の育成・・・・・・・・	5
	福祉の心を育む機会づくり・・・・・・・・・・	7
	福祉人材の育成・確保・・・・・・・・・・	9
(2) 健康と生きがいの地域づくり	健康づくりの推進・・・・・・・・・・	11
	すべての市民の活躍機会の確保・・・・・・・・	13
	地域住民の集いの場の確保・・・・・・・・・・	15
	次世代につながる地域づくり・・・・・・・・	17
(3) 福祉で支える安全網づくり	生活困窮者等の自立支援・・・・・・・・・・	19
	社会的弱者の人権保障と自立支援・・・・・・・・	21
	地域社会での孤立防止・・・・・・・・・・	23
	課題を抱える住民への積極的支援・・・・・・・・	25
(4) 安心して暮らせる社会福祉づくり	福祉に関する相談体制の充実・・・・・・・・	27
	利用者の立場に立った地域福祉・・・・・・・・	29
	みんなにやさしいまちづくり・・・・・・・・	31
	防災・防犯の地域づくりの推進・・・・・・・・	33
3 南陽市地域福祉用語集・・・・・・・・・・		35

1 計画の体系

(1) 南陽市総合計画との関係

【南陽市総合計画】

(基本方向) 市民が主体となるコミュニティづくり



(2) 計画の体系

(基本理念)

市民一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合いのまち 南陽

(基本目標)

重点施策

主な活動方針

1. 地域福祉を担う人づくり

1.1 地域における支え合いの推進

1. 地域支援体制のネットワーク化
2. 気かけ、声かけ、見守り運動の推進

1.2 ボランティア等福祉の担い手の育成

1. ボランティア活動への支援の充実
2. 地域活動・ボランティアの人材育成

1.3 福祉の心を育む機会づくり

1. 学校等における福祉教育の推進
2. 地域社会への啓蒙

1.4 福祉人材の育成・確保

1. 生活支援コーディネーターの活動推進
2. 福祉人材の確保の促進

2. 健康と生きがいの地域づくり

2.1 健康づくりの推進

1. 健康体力づくり都市宣言の発展
2. 保健・医療・福祉サービスの充実

2.2 すべての市民の活躍機会の確保

1. 高齢者の就労機会の促進
2. 障がい者の社会参加の促進

2.3 地域住民の集いの場の確保

1. コミュニティ再生による地域力強化
2. 地域での居場所づくりの充実

2.4 次世代につながる地域づくり

1. 明るく元気な子を育む地域づくり
2. 子育てを応援する居住環境の充実

3. 福祉で支える安全網づくり

3.1 生活困窮者等の自立支援

1. 生活困窮者への支援の拡充
2. 次世代に連鎖させない支援の充実

3.2 社会的弱者の人権保護と自立支援

1. 権利擁護支援の充実
2. 虐待の防止と対応

3.3 地域社会での孤立防止

1. 成人・高齢者の孤立防止
2. 子ども・子育て世代の孤立防止

3.4 課題を抱える住民への横断的支援

1. 詐欺・消費者トラブル対策の推進
2. ゲートキーパー養成の仕組みづくり

4. 安心して暮らせる社会基盤づくり

4.1 福祉に関する相談体制の充実

1. 総合的な相談体制の整備
2. 民生委員・児童委員の活動支援

4.2 利用者の立場に立った地域福祉

1. わかりやすい情報提供の充実
2. 住民の意見の反映

4.3 みんなにやさしいまちづくり

1. ユニバーサルデザインの推進
2. 認知症サポーター養成と支援

4.4 防災・防犯の地域づくりの推進

1. 要配慮者の避難支援体制の整備
2. 自主防災組織の充実・自治防犯の推進

2 事業の取組状況

(1) 地域福祉を担う人づくり

1.1 地域における支え合いの推進

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<地域包括ケアシステムの構築> □本市では、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。地域包括ケアシステムとは要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる支援体制のことです。地域包括ケアシステムは現在のところ在宅の高齢者向けの支援体制であり、地域に暮らす障がい者等の受入体制の整備が検討課題です。	地域支援体制のネットワーク化	□福祉を他人事、特別なこととは思わず、自分もいつかは関わる問題として捉えます。 □「向こう三軒両隣」、気軽に挨拶を交わすことを心がけ、日常的なさりげない見守りや助け合いを意識します。 □普段から何でも話し合える仲間や、近所で「頼り」「頼られる」関係をつくっておく意識を持ちます。 □地域の福祉活動に関心を持ち、自分の知識や経験を活かし、できることから活動に参加していきます	□本計画では「一人ひとりの取り組みと住民相互の支え合いのまち」を基本理念に掲げていますが、同時期に策定した第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では「地域包括ケアの深化による地域共生社会の実現」を重点目標に掲げ、ともに地域共生社会を目指すものとしています。 □国では、支援対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用を進め、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいよう、設置基準や人員配置基準、報酬体系等の見直しを検討しています。本市では地域共生社会を実現するため、国の動向を注視しながら制度改正に迅速に対応して効果的にサービスを提供できるよう努めます。 □福祉施策の立案や推進に市民が参画できる機会を設けます。
<小地域福祉ネットワーク事業の推進> □社会福祉協議会では、各地域に福祉協力員を置く小地域福祉ネットワーク事業を実施していますが、地域による温度差があり、普及が進んでいないのが現状です。	気にか け、声か け、見守 り運動の 推進	□全地域での住民主体の見守り活動の実施を目指します。特に、子どもが地域で安心して遊ぶことができるよう見守りを行います。 □一人での地域活動への参加を躊躇する人がいれば、積極的に声をかけ、誘い合います。 □地域において、住民同士が知り合うきっかけをつくり、高齢者や障がい者、子どもたちなどと交流する機会をつくります。 □自治会や老人クラブにおいて、福祉的な視点からの取り組みを検討します。	□地域住民と子どもや高齢者の交流機会を増やし、見守りや助け合いの活動を醸成、支援する地域福祉ネットワークを形成します。 □市内で実践されている地域の取り組み（介助や日常の手伝い等）の事例を紹介する機会を設け地域活動への参加の促進を図ります。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
□地域包括支援センター*運営委託事業 □介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防・生活支援サービス、一般介護予防事業) □小地域（福祉）ネットワーク*事業 「地域の支え合い活動ネットワーク」 □民間事業者等との連携による見守り事業 □認知症対策及び予防事業 □生活自立支援センター*委託事業	南 陽 市 □地域包括支援センター 南陽市地域包括支援センターを運営し、吉野・金山・漆山・宮内・中川地区を担当しています。また、赤湯・沖郷・梨郷地区を社会福祉協議会へ委託しています。 □介護予防・生活支援サービス 要支援 1・2 と認定された方等に訪問型や通所型のサービスを提供しています。 □一般介護予防 65 歳以上の方の健康を維持するための教室や趣味の教室等を社会福祉法人等に委託しています。 ・趣味のいきがい教室、わくわく健康教室、るーむ花 □民間事業者等との連携による見守り 県では県内事業者と「地域の見守り活動」の締結をしていますが、事業者から通報があった際には民生委員児童委員や地域包括支援センターと連携して対応します。 □認知症対策及び予防 ・認知症ケアパスの作成（令和 2 年度） ・認知症初期集中支援チームの委託 ・認知症地域支援推進員の配置（1 人） ・認知症予防教室の開催 ・徘徊高齢者等事前登録（家さかえっぺ登録） ・認知症市民公開講座の開催（年 1 回） 南陽市社会福祉協議会 □地域包括支援センター 市の委託を受け、社会福祉協議会地域包括支援センターを運営し、赤湯・沖郷・梨郷地区を担当しています。 □一般介護予防 「はつらつくらぶ」 ・健康ヨガ・転倒予防教室・ストレッチ体操・交流閉じこもり予防・料理教室を開催しています。 □小地域（福祉）ネットワーク ・市内 8 地区支部社協を中心に各地区で取り組んでいます。 ・地域支え合い活動（15 か所）・助け合い除雪活動（6 か所） □生活自立支援センター 市の委託を受け、南陽市生活自立支援センターを運営し、生活困窮者の自立相談支援を行っています。

(1) 地域福祉を担う人づくり

1.2 ボランティア等福祉の担い手の育成

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<高齢者の見守り、除雪支援> □高齢者の見守りについては、市が提供するひとり暮らし高齢者等の情報を基に民生委員が見守りを行っているほか、民間事業者等の協力を受けています。除雪については、社協*が有償及び無償のボランティアによる除雪を受け付けているほか、新たな除雪ボランティア団体も立ち上げられ、有効に機能するように試行錯誤しながら活動しています。 <ボランティア活動への支援> □その他ボランティア活動全般について、社協が、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介をしています。	ボランティア活動の充実	□自分の関心のあるボランティアに関する講座等に参加するよう努めます。 □自分ができることや地域住民ができることについて検討します。 □地域の行事や地域活動に関心を持ち、参加するよう努めます。 □ボランティア活動の充実を図るとともにボランティア同士の交流の輪を広げます。	□ボランティア活動の拠点として、いつでも利用できるよう、公共施設や地域の公民館等を広く開放します。 □ボランティア体験の場を充実させます。 □ボランティア友の会の支援を継続します □自主防災組織や地域見守り活動への支援を充実します。 □ボランティアポイント制度の導入や有償ボランティアの仕組み等、ボランティア活動への経済的な支援を継続検討します。 □市内避難者に対し、生活支援相談員等により避難生活の支援及び孤立防止を図ります □寄附に取り組むボランティア等のネットワーク構築や寄附促進の仕組みを検討します。
	地域活動・ボランティアの人材育成	□若者による地域づくり座談会へ参加するよう努めます。 □リーダーを養成するための市民講座等に参加するよう努めます。	□ボランティアセンターによる小学生、中高校生ボランティアの育成を継続し、福祉ボランティア意識の啓発を図ります。 □若者による地域づくりへの参画を推進し、リーダーの人材育成を図り、ボランティアや NPO*活動の展開を促進します。 □NPO 等多様な主体による福祉事業の人材確保のための仕組みづくりを検討します。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
□ボランティアセンター活動拠点の整備 □避難者生活相談支援事業の実施 □高齢者地域サロンリーダーの組織化 □共同募金事業、災害募金活動の実施	南陽市社会福祉協議会 □ボランティアセンター活動拠点の整備 ボランティアの登録派遣等のコーディネート ・福祉施設慰問、世代間交流調整 ・施設イベント時ボランティア派遣 ・災害時にボランティア募集とバスによる派遣 ・地域活動、ボランティアの育成 (小学生ぼらんていあひろば ぴよっこ) (中高生ボランティアサークル にじ) □避難者生活相談支援 ・訪問活動(2～3 ヶ月 1 回程度) ・『がんばろう東北』憩いと交流の広場開催(月 1 回) ・ケース検討会議を開催して各種機関との情報共有 □高齢者地域サロンリーダーの組織化 ・地区毎にサロン支援者情報交換会を開催しています。 □共同募金事業、災害募金活動 ・『赤い羽根共同募金運動』で小学生から高齢者まで幅広い世代から街頭募金やイベント募金への参加協力を受けました。

(1) 地域福祉を担う人づくり

1.3 福祉の心を育む機会づくり

取組の状況	主な活動方針	平成30年度～令和5年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<福祉教育*の取り組み> □学校の教育課程を通じて人権教育に取り組み、一人ひとりを大切に学級づくりや、家庭や地域、学校間の連携を重視した地域活動や奉仕活動の推進等、身近なコミュニティにおける「豊かな心」を育む体験活動への積極的な参加を推進しています。 □家庭の教育力の向上を図るため、親に対する家庭教育に関する学習として「やまがた子育て講座」や、事業所等への家庭教育出前講座を実施しています。 □本市では社会を明るくする運動（犯罪をなくして社会を明るくするために、更生保護についての正しい理解を深め、活動に参加するよう呼びかける全国的な啓発運動）を通じて子どもたちの福祉の心を育てています。 <多様な主体による社会づくり> □行政機関や社協をはじめとする福祉関係団体・機関等が福祉の心の醸成に向けた普及・啓発活動に取り組んでおり、各種講座やボランティア活動、体験活動等を通して、福祉の心を育む機会を市民や団体に提供しています。	学校等における福祉教育の推進	□児童・生徒が、地域を知って自ら行動し多様な体験を広げるとともに、地域と学校が一体となって、子どもを見守り、育成する活動を推進します。 □地域と学校とが協力して実施する福祉活動のあり方を検討します。 □幼少期から挨拶（声かけ）を励行し、身近にボランティア等の地域活動が体験できる機会をつくり福祉に触れる土壌をつくります。	□様々な成長過程において、世代間交流や地域間交流等の活動に取り組み、互いに励まし、助け合い、協調関係を学ぶ心と体が調和した「知・徳・体」教育を進めます。 □出前講座や各種講習会、勉強会等の開催を通じて、地域福祉の意識の醸成を図り、地域活動への参加を促進します。 □多様な体験活動により児童・生徒の社会参画を促進します。 □地域社会を学び、地域で役割を担う意識を醸成します。
	地域社会への啓蒙	□地域・学校・家庭が連携して世代間交流や地域間交流の活性化を進めます。 □地域内に潜在する福祉の講習やリーダー研修を受けたことのある人材、あるいは福祉の知識や意欲を持った人材を把握し、地域内での福祉教育への活用を図ります。	□ボランティアや地域活動に参加するための情報の提供を充実させます。 □市内で実践されている地域の取り組み（介助や日常の手伝い等）の事例を紹介する機会を設け地域活動への参加の促進を図ります。 □地域福祉活動の推進のため、コーディネート機能の充実を図ります。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
□体験学習の充実 □社会を明るくする運動*推進事業	南 陽 市 □社会を明るくする運動の推進 ・市民から「愛の袋募金」を募っています。 ・小・中学生を対象とした防犯作文コンテストを実施しています。 ・市内公共施設へ花苗を配布、青少年非行防止啓発の看板を設置しています。 南陽市社会福祉協議会 □体験学習の充実 ・小・中学校への出前講座を行っています。 ・赤い羽根共同募金*の配分金から福祉教育協力校として市内の小・中・高等学校に助成金を交付しています。

(1) 地域福祉を担う人づくり

1.4 福祉人材の育成・確保

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの総合化・深化
<地域の支え合い体制づくりの推進> □本市では、平成 28 年 10 月に介護予防・日常生活支援総合事業*（総合事業）を開始しました。総合事業のサービス類型のうち、住民主体の通所介護サービスを提供する事業所が、地域のボランティア団体により設立され、現在事業を実施しています。 □総合事業は利用対象者が要支援者等であり、従事者にとって必ずしも専門的な知識や経験が必要とするものではないことから、高齢者もサービスを提供する側にまわることが可能です。そのため本市では、通所型サービスを実施する団体の設立や運営のための支援策を整備しました。また、既存の事業所が実施する訪問型サービスに従事する高齢者の採用を促進する準備を進めています。 <県内の福祉人材確保に向けた取り組み状況> □山形県社会福祉協議会は、山形県福祉人材センターを置き斡旋・紹介等を内容とする無料職業紹介事業を実施しています。また、社会福祉事業を行う職場への就職を促進するため、福祉分野の人材に関する情報提供を行うとともに、各種講習会を開催しています。 <民生委員・児童委員による福祉サービスの情報提供> □市内 78 人の民生委員・児童委員*が、地域住民の様々な相談に応じ、必要なサービスにつなげることや福祉サービスに関する情報を提供する等の役割を担っています。市と社会福祉協議会では、民生委員・児童委員等の資質向上に向けて各種研修を実施し、活動を支援しています。	生活支援コーディネーターの活動推進	□地域福祉や介護・福祉サービスに関する情報に積極的に接して理解を深めます。 □介護・福祉の職業を正しく理解し、家族や地域で話をします。 □認知症サポーター*養成講座等に積極的に参加します。	□生活支援コーディネーターが、地域包括支援センター*内に 1 名配置され（今後必要に応じて他の機関にも若干名増員）、住民主体のサービス事業所が設立された際に必要な情報を収集して提供し適切な指導を行う等、大きな役割を果たしています。今後も地域のボランティア等が福祉人材として活躍できるよう、ネットワークの構築や新たなサービスの開発に努めます。
	福祉人材の確保の促進		□総合事業への移行後、現行相当のサービスのみの提供にとどまっていますが、平成 30 年度からは本格的に総合事業に取り組みます。一環として高齢者等でもサービスが提供できるよう、定期的に無資格者向けの研修を開催します。 □民生委員・児童委員等の資質向上に向けて各種研修を実施して活動を支援します。 □福祉の人材不足は本市の取組だけですべて解決できる問題ではないことから、国や県の動向にも注視しながら新たな制度を有効に活用するとともに、関係機関と連携して取り組みます。 □高齢者等がサービスの提供者として社会参加することができるよう、生活支援も含めた多様なサービスの開発及び体制整備に努めます。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
□生活支援コーディネーター*の配置 □介護職員養成研修 □地域支援推進員（支援員）の育成	南 陽 市 □生活支援コーディネーターの配置 市直営の地域包括支援センター内に 2 名配置し、住民主体のサービス事業所が設立された際に必要な情報を収集して提供し適切な指導等を行っています。また、地域のボランティア等が福祉人材として活躍できるよう、ネットワークの構築や新たなサービスの開発に努めています。 □介護職員養成研修 国や県の動向を注視しながら、関係機関と連携して事業を実施していきます。 □認知症地域支援推進員の育成 現在、社会福祉協議会地域包括支援センターに 1 名配置されていますが、市直営の地域包括支援センターにも配置をするために研修の受講を進めています。

(2) 健康と生きがいの地域づくり

2.1 健康づくりの推進

取組の状況	主な活動方針	平成30年度～令和5年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<市の取り組む健康づくり> □本市では、スポーツを通じた健康づくりを、全世代を通じて推進しています。老人クラブには、社協*を通じて支援しています。また、介護保険法に基づく介護予防事業のほか、高齢者の日常生活に必要な筋力アップを図るため、「いきいき百歳体操」の普及を図っており、新たな団体、参加者ともに増加しています。 □第5次南陽市総合計画の中では、健やかで心豊かに生活できる地域社会の実現に向けて、心とからだの健康づくり、健康寿命の延伸を目指した取り組みを進めています。 □「健康なよう21計画」において市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、社会全体で支える活動を推進してきました。 □車への依存度が高い生活スタイルであり、歩く機会が少ないことも口コモティブシンドロームの要因と考えられます。将来の介護予防にもつながるため、さらに周知方法を検討し実践に移行できるような対策に取り組んでいます。 □日常的な健康管理・増進について、赤湯温泉やハイジアパーク南陽等の温泉や十分一山などの自然を活用するとともに、健康づくりに関する情報の提供に努めています。	健康体力づくり都市宣言の発展	□健康を維持する意識を持ち、閉じこもりがちな近隣住民がいれば、誘い合って軽スポーツやサロン活動や介護予防活動、イベント等に参加します。	□年代や目的に応じてスポーツに取り組める健康体力づくりを進めるとともに、スポーツを気軽に実践する施設の充実を図ります。
	保健・医療・福祉サービスの活用・充実	□各種健(検)診や予防接種等の保健事業、健康指導及び相談体制を積極的に活用します。 □公民館を拠点として実施する、各種予防事業や健康増進活動等に参加します。 □子どもの医療サービスを適切に利用して、子どもの健やかな成長を促進します。 □社会活動への参加を通じて高齢者の健康と生きがいづくりに努めます。 □認知症予防トレーニングや健康教室、「いきいき百歳体操」等に積極的に参加します。 (温泉を活用した健康づくりの推進) □赤湯温泉やハイジアパーク南陽等を活かして、健康相談やリラックス方法の情報提供と意識づくりを行います。	□定期健診や予防接種等の保健事業、健康指導及び相談体制の充実を図ります。 □公民館を拠点として実施する、各種予防事業や健康増進活動を支援します。 □子どもの医療負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長のための支援を行います。 □一般介護予防事業は、要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象とするもので、介護の入口よりもさらに前の段階から予防を行います。本市では、認知症予防トレーニングや健康教室等を開催して介護予防に必要な知識を普及啓発するとともに「いきいき百歳体操」の普及を引き続き推進します。 (温泉を活用した健康づくりの推進) □赤湯温泉やハイジアパーク南陽等を活かして、健康相談やリラックス方法の情報提供と意識づくりを推進します。

[施策の主な事業]	平成30年度～令和2年度の 事業の取組状況
□健康ななよう21の推進 □置賜広域交流拠点施設管理事業 □子育て支援医療給付事業 □健康軽スポーツ講座等の開催支援 □高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進 □高齢者肺炎球菌予防接種事業 □未熟児養育医療 □ハイジアパーク南陽利用促進事業	南陽市 □健康ななよう21の推進 推進のため、各種健康づくり事業を実施してきました。今後も新型コロナウイルス感染症予防に留意して、実施方法等検討しながら各種事業を実施していきます。 □置賜広域交流拠点施設の管理 置賜3市5町共同で置賜広域行政事務組合施設「湯ると」の管理運営を行い、市民が気軽に健康づくりを实践できる環境づくりと機会提供に努めています。 □子育て支援医療給付 0歳から中学3年生までのお子さんが医療機関を受診した際に支払う自己負担の金額を助成しています。 □健康軽スポーツ講座等の開催支援 各地区公民館・集会場等において開かれる高齢者のサロンに出向き各種軽スポーツの指導を行っています。 □高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進 令和3年度から令和5年度を計画期間とする「南陽市高齢者福祉計画・介護保険事業計画第8期」を策定しました。現役世代が急減する令和22年を見据え、地域包括ケアシステムの一層の充実を目指して取り組みます。 □高齢者肺炎球菌予防接種 肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するため、肺炎球菌予防接種を実施し、高齢者の健康を保持し、該当の年代の未接種の方に対し勧奨を行っています。 □ハイジアパーク南陽利用の促進 市民の健康増進を図るため、ハイジアパーク南陽を会場に温泉健康相談を開催し、健康相談や適切な入浴法リラックス方法の情報提供に努めました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防観点より休止しました。 ハイジアパーク南陽の閉館に伴い、令和2年度で事業を終了します。

(2) 健康と生きがいの地域づくり
2.2 すべての市民の活躍機会の確保

平成 30 年度～令和 5 年度の目標			
取組の状況	主な活動方針	【自助・互助】	【共助・公助】
		住民主体による課題解決力の組織化・強化	行政・社協サービスの総合化・深化
<高齢者の就労機会の促進> □シルバー人材センターは、会員の希望に応じて就業の機会を提供しますが、会員とシルバー人材センター及び受注者との間に雇用関係がないため、第一線を退いた高齢者が気軽に働くことができるとともに、自己の経験と能力を活用できるため、自らの健康と生きがいの充実を図ることができます。	高齢者の社会参加の促進	□高齢者の問題について話し合える場づくりを検討し、できることから行います。 □日頃から挨拶を交わしコミュニケーションを図り、高齢者地域サロンや老人クラブ等への参加を呼びかけます。 □世代間で交流する場づくりを検討し、できることから行います。	□シルバー人材センターでは、就業機会の開拓と会員増加を推進するとおり、これを支援するため、現在のシルバー人材センターに対する補助を継続します。 □シルバー人材センター設置の趣旨に鑑み、発注の拡大に努めます。 □地域包括ケアシステム構築において、生活支援サービス担い手の可否を検討します。
□老人クラブは、明るい長寿社会づくり、健康福祉の向上に努めることを目的として、仲間づくりを通して、様々な活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動を行っています。内容も、健康づくりから、文化、スポーツ、趣味、ボランティア、地域づくりにいたるまで多様な活動に取り組んでいます。本市では、各団体を資金面で支援しています。 <障がい者への就労支援> □市役所食堂が、就労継続支援 A 型の事業所として、障がい者の就労支援のために活用されています。		障がい者の社会参加の促進 □障がい者への声かけ等の見守りを積極的に行います。 □障害者差別解消法の理解を深めます。 □障がい者と積極的に交流を通じて相互理解を深めます。 □障がい者が参加しやすい交流会や居場所づくりを検討し、できることから行います。 (生涯学習の推進) □健康で心豊かな暮らしを支える大切な要素として、生涯にわたり芸術や文化活動、スポーツ活動に取り組みます。	□地域における障がい者の情報共有の方法を検討します。 □障害者差別解消法の周知に努めます。 □障がい者施設での事業を広報するとともに、企業や住民への啓発活動を推進します。 □市民を対象とした講演会を開催し、理解や関心を深めます。 (生涯学習の推進) □各地区公民館における社会参加促進事業を継続します。 □多世代の交流の場を通して学びの機会を促進します。

[施策の主な事業]	平成30年度～令和2年度の 事業の取組状況
□シルバー人材センターの活性化と支援 □障がい者就労支援事業 □生涯学習の推進 (以下の拠点活動を継続実施) ○赤湯・中川地区はつらつ学級 ○宮内高砂大学(宮内地区) ○沖郷いきいき大学(沖郷地区) ○金山元気づくり講座(金山地区) ○いわぶの里ふれあい講座(中川地区) ○おりはた大学(漆山地区) ○むつみ大学(吉野地区) ○龍樹の里講座(梨郷地区)	南陽市 □シルバー人材センターの活性化と支援 高齢者が自己の経験と能力を活用しながら働くことを通じて、健康と生きがいの充実を図ることができることから、シルバー人材センターへの支援を行っています。 □障がい者就労支援 ・地域自立支援協議会の就労部会を開催し、福祉事業所との連携を図っています。 ・市では「南陽市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき物品を調達しています。 ・障がい者就労支援施設等の商品カタログを作成し、市ホームページに掲載しています(令和2年度)。 ・障害者差別解消条例制定に向けて、策定協議会を開催し、市内事業所等へのヒアリングとパブリックコメントを実施しました(令和2年度)。 →「南陽市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を令和3年4月から施行します。 □生涯学習の推進 地域における事業や伝承行事等への積極的な参加を促し、世代間の交流を深める機会を提供しています。

(2) 健康と生きがいの地域づくり

2.3 地域住民の集いの場の確保

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<老人クラブ・高齢者地域サロンの取り組み> □老人クラブは、明るい長寿社会づくり、健康福祉の向上に努めることを目的として、仲間づくりを通して様々な活動を行うとともに、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動を行っています。内容も、健康づくりから、文化、スポーツ、趣味、ボランティア、地域づくりに至るまで多様な活動に取り組んでいます。 □高齢者地域サロンは、地域を拠点に、住民とボランティアとが協働で企画し、運営していく楽しい仲間づくりの活動です。 <青年教育推進事業> □本市では、青年教育推進事業を通して各団体を支援しています。また、青年を対象に活動の実践や他県の青年との交流の場を設け、将来の地域のリーダーの育成を図っており、青年同士の集いの場としても機能しています。	コミュニティ再生による地域力強化	□気軽に誰でも参加できる行事を企画し、参加を呼びかけます。 □障がい者等と地域住民が気軽に交流できる場づくりを検討し可能なことから行います。 □学校や福祉事業者等との交流を図るよう努めます。	□地域の行事や活動を支援します。 □地域集会施設等の充実を図ります。 □児童生徒から高齢者まで、地域で共に取り組むまちづくりを支援します。 □青年が自らのアイデアを活かして、まちを活性化する取り組みを支援します。
	地域での居場所づくりの充実	□生きがいを持って暮らせるように生涯学習や文化活動、イベント等に参加します。 □世代を超えて集まることができる場づくりを検討し、世代間交流に努めます。 □子どもの放課後等の居場所や若者が地域の中で活躍できる場づくりについて検討し、できることから行います。 □高齢者が地域の中で活躍できる場づくりについて検討します。 □障がい者の地域活動への参加促進のため、交流の場を検討しできることから行います。 (自治体・コミュニティ活動の活性化) □自治会未加入者へ積極的に声をかけ、地域のつながりを深めるよう努めます。 □様々な世代が自治会運営に携わることができる仕組みづくりを検討します。	□文化活動、イベント等を通じて社会に参加する機会を増やし、交流を推進します。 □長寿社会における地域の担い手である、高齢者サロン及び老人クラブの会員を増強するとともに、その活動の活性化を図るため、本市の資源である温泉施設を活用した高齢者の自主活動の場を設けます(シニアカフェ支援事業)。この事業により、閉じこもり防止、高齢者の相互交流、温泉による血行促進効果等が相まって、健康寿命の延伸及び介護予防の効果と、その後、住民主体のサービスに発展していく可能性も期待できます。 (自治体・コミュニティ活動の活性化) □様々な世代が自治会運営に携わることができる仕組みづくりを支援します。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
☐ 特色ある地域づくり交付金事業 ☐ 地域集会施設整備事業 ☐ 市民が主役の地方創生事業 ☐ 老人クラブの活性化と支援 ☐ コミュニティ助成事業 ☐ 青年教育推進事業 ☐ 地域コミュニティ活動の活性化支援 ☐ 自治会・町内会*への参加促進	南 陽 市 □特色ある地域づくり交付金 公民館が地域の拠点として地域づくり、生きがいづくり、人づくりなどの役割を果たすため、特色ある運営に努めています。 □地域集会施設整備 地区の集会施設の新築、改築、補修に対して 3 分の 1 の補助を行う制度。（上限：新築・改築 500 万円、増築 300 万円、補修 100 万円）地域住民の相互学習や実践活動の拠点都市としての役割を果たすため、事業の補助を行い、整備の充実を図っています。 □市民が主役の地方創生 まちの賑わいづくりや地域活性化に向けて、市民等による団体が主体的に実施する新たな取り組み等を支援し、地域でのイベントを通じた交流が進んでいます。 □老人クラブの活性化と支援 南陽市老人クラブ連合会に対し、運営費・活動費・単位クラブ活動費、介護予防・健康づくり事業の補助金を交付しています。 □コミュニティ助成 一般社団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動等に助成を行うもの。例年、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、活動に直接必要な設備等の整備に関する事業を助成しています。 □青年教育の推進 平成 29 年度の「めざせ 100 万円！南陽若者コンペティション」に参加した各グループへの活動支援と、青年ネットワーク組織「南陽青年団」の設立支援を行っている。相互学習と交流の機会を提供することで、青年達が地域の魅力や人とのつながりを実感し、地方で生き生きと暮らし活躍できるような仕組みづくりを目指しています。 □自治会・町内会への参加促進 災害時の地域協力体制については、地域防災計画に基づき、地域住民が日頃から自治会・町内会への積極的な参加を行い、住民が力を合わせ、お互いの命や財産を守るための啓蒙を行っています。また、保健や福祉部門での訪問活動等を通じ、災害時要配慮者*の把握に努め、民生委員、児童委員、地区長等と協力し、災害時要配慮者及びその家族と地域住民のコミュニケーションづくりに努めています。また、高齢者向けにスマートフォンを活用した、災害時の情報収集を体験する「防災スマホ教室」を開催し、自らの命を守る行動の一助になる取り組みに努めています。 南陽市社会福祉協議会 □地域コミュニティ活動の活性化支援 高齢者地域サロンへの講師派遣などを行っています。

(2) 健康と生きがいの地域づくり
2.4 次世代につながる地域づくり

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<南陽市みんなが子育て応援団> □本市は、県内で初めて「子育て支援都市」を宣言し、安心して子どもを生み、健やかに育てる事業を展開しながら、強力に子育ての後押しを行っています。新たに「3人っ子ハッピーサポート事業*」を行っているほか、中央花公園内に設置された「ドリームランド」や「地域子育て支援センター」の維持管理等を行い、交流の場の提供や子育てに関する相談や子育て研修会等を実施しています。 <次世代の地域担い手の育成> □「子育て世代包括支援センター」では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援を行っており、子育ての基本となる家庭を地域社会が支えることにより、子どもの健全な育成や成長を促し、自立して責任ある人を育てる家庭教育を推進しています。 □ファミリー・サポート・センターでは、安心して子育てができるよう、子育ての手助けをしてほしい人と手助けが出来る人が会員となり、地域の中でお互いに助け合っています。	明るく元気な子を育む地域づくり	□地域ぐるみの子育て支援の一環として、学校の登下校時の見守りや声かけを行います。最初は小地域での活動から始め、徐々にその範囲を広げていきます。 □子どもたちの健全育成と、自主性、社会性を育むため、世代を超えた交流機会をつくり出す等、積極的に学校との交流、連携を図ります。	□安心して出産、子育てができるよう、市民の実情に応じた支援を行うとともに、子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めます。 □地域や企業が家庭と連携して、子育て世帯を社会全体で支えます。 □一時預かりや学童保育、障がい児保育、働く女性の支援等、きめ細かな子育て支援サービスの充実により、子育てを楽しめるまちづくりを進めます。 □子育てに係る経済負担を軽減し、多くの子どもを育てやすい環境づくりを進めます。 □発達障がいを含め障がいのある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、地域、関係機関の相互連携を促進します。
	子育てを応援する居住環境の充実	□自ら考え、行動できる自立心の高い子どもの育成に努めます。 □近年社会問題となっている児童虐待に関しては、地域や学校、PTA、関係機関、団体が連携して見守りを行い、予防と早期発見の強化を図ります。	□子どもの安全で健やかな居場所の確保に努め、学校、病院等生活基盤の整った安全で安心な住環境整備を進めます。 □子育て世帯の定住や市外からの転入を促すため、安全でゆとりのある住宅の取得支援や安心して子育てができる生活環境の整備を推進します。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
□妊婦健康診査事業、 不妊治療費助成事業 □放課後子ども総合プラン 推進事業 □子育てサロンの開催支援 □発達障がい児相談支援事業 □子育て世代定住促進交付 金事業 □子育て世代包括支援セン ター運営事業 □きらきら・E K U B O キ ッズ事業 □ファミリー・サポート・ センター事業* □3人っ子ハッピーサポー ト事業* □持家住宅建設助成金事業	南 陽 市 □妊婦健康診査事業、不妊治療費助成 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられている方の経済的負担の軽減を図るため、県の助成に上乗せする形で補助金を交付しています。 □放課後子ども総合プランの推進 放課後や週末に小学校の施設を活用して地域の方々に参画いただき、子どもたちと勉強やスポーツ・文化活動、地域交流活動等を実施しています。平成 28 年度に沖郷小学校放課後子供教室、平成 30 年度に赤湯小学校放課後子供教室、令和 2 年度から宮内小学校放課後子供教室で毎日型として実施しています。また、市内のその他の小学校でもイベント型として体験活動を実施しています。 □発達障がい児相談支援 発達障がい児や成長・発育が気になる保護者や学校、保育施設担当者を対象に臨床心理士による毎月の相談事業を実施しています。 □子育て世代定住促進交付金 子育て世代の転入と定住を促進するため、住宅取得費に対して補助金を交付しています。 □子育て世代包括支援センター 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、妊娠出産子育てに関する総合窓口を常時開設し、母子健康手帳の交付や健康相談、出生届時の母子の状況確認や母乳育児に関する相談を実施しています。 □きらきら・E K U B O キッズ 様々な人との出会いを通し、他者への理解力とコミュニケーション力、協調性と主体性、新しい人間関係の円滑な構築と仲間づくりを、学校区や世代を超えた集団活動の中での育成を目的として、実行委員会が企画・運営を行っています。 地域で活動を行う方々を講師に迎えることで、参加する子どもたちと、地域の方々との交流を図り、新しい関係性を築くとともに地域の教育力向上に結び。 □3人っ子ハッピーサポート ・第 3 子以降の妊娠届を提出した妊婦に対して、妊娠確定までに医療機関に支払った診療費用の自己負担額の助成を行っています。 ・市内在住で、満 18 歳未満の子（第 1 子）から数えて第 3 子以降の満 3 歳未満の児童への保育料の助成、及び、第 3 子以降の副食費の実費負担がある未就学児童への副食費の助成を行っています。 □南陽市持家住宅建設助成金 住宅の質の向上及び経済の活性化と、人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、住宅のリフォーム費用に対して補助金を交付しています。 南陽市社会福祉協議会 □子育てサロンの開催支援 「スプーンキッズ」への助成 □ファミリー・サポート・センター（市からの受託） 生後 3 か月以上小学校 6 年生以下の児童を対象に、育児に関する支援を行う会員と支援を受ける会員がお互いに援助活動を行っています。

(3) 福祉で支える安全網づくり

3.1 生活困窮者等の自立支援

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<生活困窮者への支援> □社協の生活自立支援センター*では、市内に在住で、失業や離職、病気等さまざまな理由により、経済的に暮らしの不安や悩みを抱えている方への相談窓口にあたっています。 □どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた支援を行っています。また、就労訓練の場や就労を創出することを目指しています。	生活困窮者への支援の充実	□支援が必要な方の悩みに寄り添い、さりげないお手伝いや見守り活動を行います。 □近隣の様子を気かけ、近所の人が発している SOS に早期に気づき、支援機関につなげます。 □支援が必要な方に専門機関の情報をお伝えできるよう努めます。	□重層的・包括的な支援活動を推進します。 □地域の見守り活動のネットワーク化と連携強化を図ります。 □相談窓口の周知を図ります。 □就労支援等を通じて、本人と家族の自立を図ります。 □必要な社会資源の開発等を進めます。
		□地域の小学校・中学校・高等学校への通学等において見守り活動を行い支援が必要な家庭の子どもがいたら支援機関につながります。 □「生活貧困は他人事ではなく誰にでも起こりうる事象」との認識を共有します。	□被保護世帯の自立支援や母子、父子のひとり親家庭へのきめ細かい支援に向けて、相談体制の充実を図ります。 □健康、就業等の的確なサービス提供により生活保護世帯の自立を支援します。 □小学校・中学校・高等学校や教育委員会、児童相談所、児童養護施設など児童関係施設、児童委員との連携を図ります。 □福祉教育において「生活貧困は他人事ではなく誰にでも起こりうる事象」との認識を広めていきます。

[施策の主な事業]	平成30年度～令和2年度の 事業の取組状況
□生活保護適正化推進事業 □ひとり親家庭の相談体制の充実 □南陽市生活自立支援センター*の事業 □寄り添い型相談支援事業 (よりそいホットライン*)との連携	南陽市 □生活保護適正化推進 ・被保護者の扶養義務者（県外）を直接訪問し扶養義務の履行について確認しています。 ・レセプト（診療報酬請求書）の点検を行っています（業者委託）。 □ひとり親家庭の相談体制の充実 ひとり親家庭の孤立を防ぐため、また自立へ向けての援助のため母子・父子自立支援員を1名配置しています。 令和3年度より1名増員し、相談体制の一層の強化を図ります。 □南陽市生活自立支援センター*の委託 生活自立支援センターの運営を社会福祉協議会に委託しています。また、同センターの周知を図り、互いに連携しながら、生活困窮者への支援を行っています。 □「よりそいホットライン」との連携 これまで、連携事例はありませんが、ホームページ等で相談窓口の周知をしていきます。 南陽市社会福祉協議会 □南陽市生活自立支援センターの運営 市からの委託を受け、経済的な課題や生活の困りごとを総合的に受付け、相談者が抱える課題に応じた計画を作成し支援を行っています。

(3) 福祉で支える安全網づくり

3.2 社会的弱者の人権保護と自立支援

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<権利擁護*支援> □本市では、適切なサービス等に繋がる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者や障がい者が、尊厳ある生活を維持することができるよう、高齢者や障がい者の権利擁護を支援しています。 □地域包括支援センター*では、認知症高齢者の権利擁護施策として、総合相談体制の確立・虐待の早期発見と対応・市長申立て等の成年後見制度の利用を支援しています。 <虐待の防止と対応> □本市では、虐待の早期発見と対応の相談窓口を、高齢者については家族介護支援とも組み合わせ、地域包括支援センターにおいて、また、障がい者については福祉課支援係内の障がい者虐待防止センターに相談窓口を設置して虐待の早期発見と対応、啓発に努めています。 <成年後見制度> □地域包括支援センターでは、住民のセーフティネットとなる成年後見制度について、情報提供、成年後見に取り組む団体等の紹介等の活動を行っています。	権利擁護*支援 の充実	□権利擁護に関する講演会等に参加し、制度への理解を深めます。 □地域住民助け合い事業等を通じて、地域での問題の把握や解決に努めます。	□地域の核となる地域包括支援センター*の所在、業務内容のさらなる広報を行います。 □地域包括支援センターを中心に民生委員、医療・保健・福祉の各関係機関等と地域住民の連携によるネットワークづくりを行います。 □権利擁護に関する住民向けの講演会等を通じた広報を行います。 □社協が行う高齢者・障がい者・生活困窮者等に対する事業を展開する中で、NPO*法人等の関係機関と連携を図りながら支援が必要な人の権利擁護に努めます。
	虐待の防止と 対応	□日頃の生活の中で認知症、生活困窮、孤立等から生じる異変や虐待に気づいた際には、行政、民生委員・児童委員*、社協、地域包括支援センター等に連絡します。 (成年後見制度の活用、利用の促進) □行政と連携し、成年後見制度の活用促進に努めます。	□DV 被害者、虐待被害者等へのサポート体制の充実を図ります。 □市民・関係団体等と連携し、総合的な相談支援体制の確立を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進します。 (成年後見制度の活用、利用の促進) □成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知を行い活用及び体制の充実を図ります。 □制度利用の相談支援体制の構築と市民後見人の養成を行います。

[施策の主な事業]	平成30年度～令和2年度の 事業の取組状況
□日常生活自立支援事業 □権利擁護業務 （認知症地域支援推進員の設置、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の内容周知、制度利用の相談支援体制の構築、市民後見人の養成）	南陽市 □日常生活自立支援 社会福祉協議会で行っている「福祉サービス利用援助事業」に対し低所得世帯の利用料の助成を行っています。 □権利擁護業務 成年後見制度について、周知・広報し、一次相談窓口として対応、制度の利用促進を図っています。令和4年度の（仮称）置賜成年後見センター設立に向け、置賜地域3市5町で検討中です。 家族介護者激励事業を実施し、介護する側の精神的負担の軽減を図っています。 南陽市社会福祉協議会 □日常生活自立支援 「福祉サービス利用援助事業」を実施し、高齢者や障がい者等の権利擁護に努めています。 □権利擁護事業 認知症地域支援推進員1名を社会福祉協議会地域包括支援センターに設置しています。 令和3年度から成年後見制度の法人後見を開始します。

(3) 福祉で支える安全網づくり
3.3 地域社会での孤立防止

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<行政・社協による取り組み> □県では、精神保健福祉センター内に自立支援センター 巢立ちを開設し、ひきこもり相談支援に関し情報提供するとともに、ひきこもり当事者や家族等への支援を行っています。 □地域子育て支援センター*（にこにこキッズとすこやか）では、プレイルームを開放し、施設に入所していない親子の交流の場を提供しています。また、子育てに関する相談や情報交換、子育てサークルの育成、子育て研修会、出前講座を実施しています。 □市社協が中心となって「はつらつくらぶ」が開設されており地域住民の交流の場づくりを推進していますが、高齢者地域サロンが中心であることから幅広い層への展開が必要です。	成人・高齢者の孤立防止	□いきいきと元気に楽しく暮らすには、 ・人と会って会話をして大声で笑います。 ・外出して仲間と楽しい時間を過ごします。 ・定期的に外出する機会を設けます。 □「玄関ポスト」がいっぱいになっていないか様子を見る等、見守る目を増やします。 □自治会に加入していない高齢者にも積極的に声かけを行います。 □お茶飲み会、昼食会、配食サービス、清掃活動などさまざまな機会を安否確認の機会として捉え、多くの人に参加してもらえるよう隣近所などで声かけを行います。	□山形県自立支援センター巢立ちとの連携を図り、地域における孤立やひきこもり等への対策、支援について検討します。 □高齢のひとり暮らしの男性には特に注意が必要であるとの認識を共有するとともに、老人クラブや高齢者地域サロンへの参加を呼びかけるほか、見守り体制が十分整備されている場合は、重点的に見守りを行うよう働きかけます。 □自治会や民生委員・児童委員*が協力して個人情報保護にも留意しながら、「見守る体制」づくりを検討していきます。 □障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、地域生活支援事業の充実を図ります。
<NPO*による取り組み> □置賜若者サポステ*等、NPO が気軽に誰もが自由に集える居場所の必要性を地域課題と認識し、積極的に居場所づくりに取り組んでいる事例が見られます。既存のサロン等に加え、より幅の広い地域住民の受け皿となる「地域のお茶の間」的な居場所が求められています。	子ども・子育て世代の孤立防止	□大人から率先して挨拶し、顔の見える関係づくりのきっかけにしています。 □子育て世帯にも、自治会情報やイベント情報をもっと知ってもらう工夫をし、地域活動に参加してもらうことで孤立化を防ぎます。	□一時的に子どもを預けられる場の充実に努めます。 □子育て中の親、高齢者、障がい者等の孤立を防ぐための仕組みづくりを検討します。

【施策の主な事業】	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
□介護予防及び健康に関する教室の開催 （はつらつくらぶ事業、趣味のいきがい教室、わくわく健康教室、太極拳による介護予防教室、認知症予防）、及び高齢者地域サロン支援事業 □アクティビティケア （音楽活動、絵画、書道、園芸、手芸、レクリエーション）の実施 □閉じこもり防止活動の実施 （送迎支援含） □地域子育て支援センター* （にこにこキッズとすこやか）事業 □緊急通報体制等整備事業	南 陽 市 □介護予防及び健康に関する教室の開催及び高齢者地域サロン支援 認知症予防教室（しゃきっといき隊）を開催し、その他市内の社会福祉法人等に委託して実施しています。また、高齢者地域サロンへの助成を行っています。 □アクティビティケアの実施 社会福祉法人等に委託して実施しています。 ・「趣味のいきがい教室」（元気運動、ヨガ、パッチワーク等） ・「わくわく健康教室」（ストレッチ、筋トレ、頭の体操、リズム型体操） ・「るーむ花」（小物作り、ソーイング教室） □閉じこもり防止活動の実施 高齢者の通いの場（通所型サービス B 事業所*）等への移動支援サービスを行っています。（令和 2 月 1 月～） □地域子育て支援センター 既存の「にこにこキッズ（赤湯ふたば保育園）」と「すこやか（宮内乳幼児保育センター）」に加え、令和 2 年 4 月から「こぼとキッズ（沖郷双葉保育園）」が開所しました。施設に入所前の親子を対象に交流の場として提供しています。また、子育てに関する相談や情報交換、子育ての研修会等を実施しています。 □緊急通報体制等整備 日常生活に支援を要する高齢者等世帯に、緊急通報装置を貸与しています。 □その他（仲間づくりの支援） 身体障がい者福祉協会、手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会の組織の強化を図ります。 南陽市社会福祉協議会 □介護予防事業及び健康に関する教室の開催、及び高齢者地域サロン支援 □アクティビティケアの実施 □閉じこもり防止活動の実施 要介護認定を受けていない元気な高齢者を対象に閉じこもり予防、要介護状態の予防を目的としてヨガやストレッチ、料理教室などを行っています。 「はつらつくらぶ」 ・健康ヨーガ、転倒予防体操、ストレッチ体操、交流閉じこもり予防、料理教室

(3) 福祉で支える安全網づくり

3.4 課題を抱える住民への横断的支援

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<詐欺・消費者トラブル対策> □警察においては、身近な不安や犯罪に関する警察相談電話（#9110）、悪質商法・ヤミ金に関する悪質商法相談等各種相談電話を設置し、24 時間相談対応しています。 □押売行為等の禁止を定めた山形県迷惑行為防止条例を施行し、取締りにあたっています。消費生活センター等と連携して、高齢者や一般消費者等を対象とした組織的・反復的に敢行される事犯の取締りと被害防止を推進しています。 <自殺対策> □山形県では、平成 21 年度から自殺対策緊急強化基金等を活用し総合的な自殺対策を実施してきました。この結果、平成 23 年、県の自殺者数は 264 人と 14 年ぶりに 200 人台となり、自殺死亡率は 22.8 と全国 24 位となり前年に比較し大幅に減少しました。	詐欺・消費者トラブル対策	□周囲に消費者トラブルの被害が疑われる人がいる場合には、消費生活センター等の相談機関へつなぎ、被害の未然防止・早期発見・拡大防止を図ります。 □詐欺や悪質商法等の消費者トラブルに遭いやすい高齢者等を被害から守るため、関係機関や団体と連携し地域や家庭の見守り力の向上に努めます。	□人権問題や消費者保護等の身近な相談体制充実・強化に努め、消費生活の安定向上を図ります。 □高齢者や障がい者を悪質商法等の犯罪から守るため、啓発や被害情報の提供等の予防対策を講じます。
	ゲートキーパー*養成の仕組みづくり	□自殺を考えている方は自殺のサインを出しています。自殺に至る背景には複数の要因があるため、日頃から様々な相談窓口を知り、自分自身または自分の大切な人のサインに気づいた時は、ひとりで悩まずに周囲に相談します。 □日常からの地域ネットワークによる声かけ見守り等を推進して、「いつもと違う、何か変だな」と気づいたら、勇気を出して「さりげなく声をかける」よう努めます。	□かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー*、各種相談窓口担当者等、関連する分野の人材にゲートキーパー*となっただけのよう、ゲートキーパー養成の仕組みづくりを検討します □民生委員・児童委員*や老人クラブ役員等の民間団体組織の人材を育成します。

[施策の主な事業]	平成30年度～令和2年度の 事業の取組状況
□地方消費者行政推進事業 □ゲートキーパー*養成 (こころのサポーター)	南 陽 市 □地方消費者行政の推進 ・消費生活トラブル被害の未然防止等のため、県消費生活センター等からの各情報を提供するため、庁舎1階に各情報ファイルを設置しました。また、年金支給日など機会を捉えて、消費トラブル防止、詐欺被害防止のための啓発活動等を行っています。 ・消費生活トラブル等があった場合は、警察や県消費生活センター等と連携し、情報共有を図りながら対応しています。 □ゲートキーパー養成 (こころのサポーター) ・自殺予防・相談窓口について、市報・ホームページで紹介、自殺予防啓発パンフレットを市内全世帯に配布しました(令和2年度)。 ・令和2年度に市民を対象に企画した養成講座は、新型コロナウイルス感染予防の観点から中止となりましたが、引き続き養成講座を企画していきます。

(4) 安心して暮らせる社会基盤づくり

4.1 福祉に関する相談体制の充実

取組の状況	主な活動方針	平成30年度～令和5年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<身近な相談体制の整備> □現在、本市では78人の民生委員・児童委員*がそれぞれ担当地区で活動しています。地域住民からのあらゆる生活上の相談に応じることが民生委員・児童委員の重要な職務の一つであり、その範囲は高齢者、障がい者、子育て及び子どもの学校生活、生活困窮、生活環境、家族関係、近隣トラブル等にまで及びます。本市での平成28年度の相談・支援件数はのべ1,516件です。家族や知人以外の相談先として、民生委員・児童委員は必要に応じて支援機関につなぐ重要な役割を果たしています。 □現在、本市には高齢者を対象とした地域包括支援センター、障がい者を対象とした地域生活支援センター、子育て世代を対象とした地域子育て支援センター及び子育て世代包括支援センターを相談窓口にして、各分野の専門家が対応にあたっています。	総合的な相談体制の整備	□困ったときは一人で抱え込まずに周りの人に相談します。 □普段から市の広報紙等に目を通し福祉サービスの制度や相談窓口を把握しておきます。 □身近に子育て協力者がいない場合や家族に認知症高齢者や障がい者を抱えて手助けが必要な時は近所の人を頼てみます。 □出前講座等を利用した地域内で開催される福祉制度やサービスに関する勉強会等に出席します。 □地域包括支援センター*や民生委員・児童委員*の役割を理解します。	□地域包括支援センター*、地域子育て支援センター、相談支援事業所や民生委員・児童委員*や福祉サービス事業者等との連携により、包括的な相談体制づくりに努めます。 □関係機関や事業者との連携による情報の共有化と、多方面から検討し対応する総合相談体制ネットワークを整備します。 □市が設置している保健・医療・福祉等各種窓口間の連携強化と相談体制を充実します。 □専門的な資格を持った職員を配置し、研修等を通して職員のスキルアップを図り、質の高い相談支援体制づくりに努めます。
	民生委員・児童委員の活動支援	□地域の中で困っている人がいる時には、各種相談窓口相談するよう勧めます。 □隣近所の高齢者や障がい者、子育て中の親への日常的な挨拶を行うことによるさりげない見守りを励行し、異変を感じたり、心配と思ったら関係機関へ連絡・相談します。 □町内会や老人クラブ等による見守りや福祉活動を通じて、相談できる機会づくりや相談しやすい体制づくりに取り組みます。	□市や社協では、民生委員・児童委員の活動支援や研修を行い、身近なところでの相談体制と見守り活動の充実を図ります。 □民生委員・児童委員は、見守りや安否確認、相談に応じ行政等の適切な支援へのつなぎ役としての役割を推進します。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
□民生委員・児童委員*活動の充実・地域包括支援センター*との連携促進 □生活支援コーディネーター*（地域支え合い推進員） □介護相談員体制や認知症サポーターの養成や相談支援の充実 □身体障がい者相談支援センター等指名事業者との連携強化 □ふれあい総合相談事業（社協）	南 陽 市 □民生委員・児童委員活動の充実・地域包括支援センターとの連携促進 ・民生委員児童委員は北部・西部・東部の 3 地区ごとに月 1 回の定例会を開催しています。また、山形県社会福祉協議会*が主催する研修会に参加し、自己研鑽に努めています。 ・主任児童委員会も年 4 回程度、研修会を開催し、自己研鑽に努めています。また、民生委員・児童委員から行政に相談があったときは、専門部署に繋ぎ切れ目のない相談に努めています。 ・地域包括支援センターは定例会に出席し、顔と顔が分かる関係を築き、連携を深めています。 □生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを直営の地域包括支援センター内に配置しています。引き続き配置し、ネットワークの構築や新たなサービスの開発に努めます。 □介護相談員体制や認知症サポーターの養成や相談支援の充実 ・もの忘れ相談会の開催 ・認知症サポーター養成講座の開催（4.3 みんなにやさしいまちづくり） ・認知症キャラバンメイト連絡会の開催（4.3 みんなにやさしいまちづくり） ・認知症カフェへの支援（4.3 みんなにやさしいまちづくり） □身体障がい者相談支援センター等指名事業者との連携強化 障がい児・者の一般相談を委託している相談支援事業所を中心に、自立支援協議会を開催しています。また、相談支援部会、就労支援部会を開催し連携を図っています。 その他、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員と連携しています。 南陽市社会福祉協議会 □認知症相談支援の充実 ・認知症カフェの開催（毎月第 4 土曜日） □ふれあい総合相談 毎月第 4 金曜日に相談員 2 名体制で総合相談を受付、関係機関と連携を図り問題解決に取り組んでいます。 □無料法律相談事業 年 2 回県地域包括ケア総合推進センターの協力のもと無料での法律相談を開催。

(4) 安心して暮らせる社会基盤づくり

4.2 利用者の立場に立った地域福祉

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<地域福祉に関する情報提供> □これまで市や社協では、ホームページ、市報なんようや社協だより「あい」、回覧板やリーフレットを用いて福祉サービスや地域のイベント情報を広報してきました。さらに南陽市のお知らせやイベント情報、災害・緊急情報等の提供を目的として、平成 27 年から南陽市公式フェイスブックにより運用を行っており、福祉施設の開設状況等も発信しています。 □福祉行政に関する情報について事業者への周知に努め、事業者を経由したサービス利用者への情報提供を行っています。	わかりやすい情報提供の充実	□地域ごとで広報紙の作成等による情報提供の仕組みづくりを検討します。 □回覧板や広報紙等をみる習慣を身につけます。 □地域の中で福祉に関する情報を共有するように努めます。	□市報や社協だより、ホームページ等の内容の充実に努め、また、NP0*や事業者等と連携して福祉サービス等の情報を提供します。 □民生委員・児童委員を対象にした研修を充実させ、民生委員・児童委員から住民に適切な情報を提供するとともに必要に応じて行政につなぐことができるよう努めます。 □要支援及び要介護認定者に対しては、相談窓口である地域包括支援センターや居宅介護支援事業所から適切な情報提供ができるよう各関係機関が情報収集しながら連携に努めます。 □福祉行政に関する情報について事業者への周知に努めるとともに、福祉サービスの内容等、福祉に関する事業者情報を提供します。
<住民の意見の反映> □地域住民に近い立場で活動する民生委員・児童委員は、特に弱者の声を集約し住民を代表する立場となり得ることから、その意見を一定程度反映させることでその事業が住民にとって利用しやすいものになります。そのため、市長や市議会議員等と懇談する場を設けています。	住民の意見の反映		□これまで同様に、民生委員・児童委員と市長や市議会議員等と懇談する場を設け、意見交換に努めます。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
□市報なんよう、社協だより「あい」、ホームページ、フェイスブック等を通じた福祉サービス情報や地域行事・イベント情報の提供 □福祉事業者、NPO*、ボランティアとの連携による情報提供や福祉サービスの向上	南 陽 市 □市民への情報の提供 市報なんよう、ホームページに福祉サービス情報を提供しています。 □福祉事業者等との連携 ・ 居宅介護支援事業者会議 ・ 自立支援協議会*（障がい者） ・ 地区民生委員児童委員協議会 南陽市社会福祉協議会 □情報の提供 年 3 回社協だより「あい」を発行しています。またホームページの他、Facebook、LINE、Twitter を活用して事業に関する情報やボランティア募集等迅速に情報発信を展開しています。 □ボランティア等との連携 ・ 老人クラブ連合会 ・ ボランティア友の会（赤十字奉仕団） □その他 市内の社会福祉法人連絡会の設置を検討していきます。

(4) 安心して暮らせる社会基盤づくり

4.3 みんなにやさしいまちづくり

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<バリアフリーのまち> □市文化会館は、山形県みんなにやさしいまちづくり条例による整備基準の適合施設となっていますが、老朽化している一部の公民館や老人いこいの家等においては、バリアフリー化になっておらず、高齢者や障がい者の利用には厳しい状況となっています。 □公共施設や交通機関の改修時等において、順次バリアフリー化を進めています。 <認知症高齢者への配慮> □平成 27 年に厚生労働省から公表された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に沿って、認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けた様々な施策を実施に移しています。	ユニバーサルデザイン*の推進	□まちなかで困っている人を見かけたら、積極的に声かけや手助けを行います。 □公共施設・交通機関において、日常的な利用で不便なところを市に伝えます。 □道路管理者、警察、学校、PTA 等が連携し通学路の安全対策を推進します。 □不法駐車・不法駐輪の解消等、バリアフリーの意識を地域に広めます。	□新設の公共施設にユニバーサルデザイン*を導入するとともに既存施設の改築の際にバリアフリー化を順次進めます。
	認知症サポーターの推進	□高齢者地域サロン、地域のサークル活動、町内会の集まり等で認知症サポーター*養成講座を受講し認知症に関し正しく理解します。 □まちなかで徘徊していると思われる高齢者を見かけたら一声かけて警察に知らせます。	□認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターの養成に取り組みます（認知症サポーターキャラバン）。 □認知症カフェ（オレンジカフェ）は、認知症の人やその家族等が気軽に集まり、なごやかな雰囲気の中で交流を楽しむ場所です。本市でも定期的に開催されていますが、今後、未設置地域への普及も推進します。 □その他、認知症の進行に合わせて受けることができるサービス等の情報（認知症ケアパス）提供や、認知症が疑われる人に対して初期の集中的な支援を行う認知症初期集中チーム等の事業に引き続き取り組みます。
	積雪に強いまちづくり	□普段から近所同士で声をかけ合い、支援が必要な世帯への気配りを行います。 □自分のできる範囲で、除排雪ボランティア活動等に主体的に参加します。	□積雪時の安全性や利便性の確保を図り、除排雪等の地域支援体制の構築を支援します。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
□ユニバーサルデザイン等による環境改善 □認知症サポーターの養成と活動支援 □キャラバンメイト活動推進 □認知症カフェ*の設置・推進	南 陽 市 □ユニバーサルデザイン等による環境改善 令和 2 年度に市役所西側駐車場を改修し身体障がい者用駐車スペースを設置しました。 令和 3 年度に西側玄関を自動ドア化し、正面玄関に常設のスロープを設置します。 令和 4 年度に開業予定の新浴場施設はユニバーサルデザインを導入します。 □認知症サポーターの養成と活動支援 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターの養成に取り組んでいます。 □キャラバンメイト活動推進 キャラバン・メイトは「認知症サポーター養成講座」での講師役を務めます。キャラバン・メイトになるには、自治体等が実施するキャラバン・メイト養成研修を受講する必要があります。市ではキャラバン・メイトを増やし、その活動を支援していきます。 □認知症カフェ*の設置・推進（通称：オレンジカフェ） 誰でも気軽に集える、お互いの交流や相談等を行う場所で、市内 8 か所で、それぞれ月 1 回開催しています。 また、カフェの主催者間での連絡会を開催し、運営方法の情報交換等を行っています。 □その他 運転免許証を自主返納した方に免許返納タクシー利用券等を交付しています（平成 30 年度～）。 南陽市社会福祉協議会 □認知症サポーターの養成と活動支援 職員がキャラバンメイトとして、養成講座の講師を務めています。 □認知症カフェの設置・推進 毎月第 4 土曜日に『カフェ・ロバ耳』を開催し、毎回認知症の当事者の方だけでなく一般の方も参加いただいています。

(4) 安心して暮らせる社会基盤づくり

4.4 防災・防犯の地域づくりの推進

取組の状況	主な活動方針	平成 30 年度～令和 5 年度の目標	
		【自助・互助】 住民主体による課題解決力の 組織化・強化	【共助・公助】 行政・社協サービスの 総合化・深化
<要配慮者の避難支援> □市内4施設に対し福祉避難所の指定を行い、高齢者等の要配慮者*を受け入れることができましたが、障がい者を受け入れることができる福祉避難所の検討も必要になります。 <自主防災・防犯> □大規模な自然災害や火災等に機能的に対応するため、防災機能や救急体制の適切な運用を支援するとともに、自主防災組織の活動支援等により地域防災体制の構築を図っています。 □本市では、地域の防犯と子どもの安全・安心を守るため、全8地区の公民館公用車を青色回転灯装備車（青パト）として登録し、市防犯協会及び青少年育成推進員の協力により、防犯協会の支部単位で、夕方を主にした定期的な青色防犯パトロール*を実施しています。 □犯罪や非行に陥った人の更正を任務とする保護司が、再犯を含めた犯罪の防止に取り組んでいます。	要配慮者の避難支援体制の整備	□ボランティアと連携した児童の登下校時の見守りや、家庭や事業所に対し緊急時の避難場所提供への協力の呼びかけを行います。 □普段から近隣と交流を持ち、災害時には支援を必要としている人の手助けができるような体制づくりに努めます。 □災害時の情報収集、要配慮者の把握、避難誘導等について検討します。	□地域の自主防災組織の設立支援とともに、避難支援活動が円滑に遂行されるよう地区の「個別計画」の策定を促進します。 □地区役員や民生委員・児童委員、消防団等の関係団体と地域住民が連携し災害時要援護者*の安否確認や避難支援の体制を整備できるよう働きかけるとともに、先進的な事例を紹介するなどして、地区に合った体制の整備を促進します。
	自主防災組織の充実・自治防犯の推進	□日常からの声かけ、見守りを促進し住民相互の交流を図り、不審者の出入りに注意します。 □自主防災組織へ加入し、防災のための情報の共有や活用に努めます。 □定期的な防災訓練の実施に努めます。 □事業者や関係機関、地域住民等の連携を強化し、地域のなかで日常的な啓発や見守り、声かけ等の防犯体制の充実を図ります。 □地域ごとに防犯パトロールの仕組みづくりを検討します。 □各地域の状況に応じた自主防災組織や見守り体制の充実に努めます。	□避難施設の場所や避難方法等災害時の対応に関する広報や啓発を推進します。 □「社会を明るくする運動」推進委員会を通じて、東置賜地区保護司会や更生保護女性会とともに犯罪防止のための各種活動に取り組むとともに、組織の運営を引き続き支援します。

[施策の主な事業]	平成 30 年度～令和 2 年度の 事業の取組状況
☐ 自主防災組織推進事業 ☐ 防災基盤整備事業 ☐ 消防団活性化対策整備事業 （消防） ☐ 交通安全・防犯意識の普及啓発 ☐ 社会を明るくする運動推進事業 ☐ 緊急通報体制整備事業* ☐ 安全安心生活排水路整備事業 （浸水対策） ☐ 人権啓発活動地方委託事業	南 陽 市 □自主防災組織の推進 災害発生時において被害を軽減するためには、行政による防災活動（公助）のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動（共助）がきわめて重要であることから、災害による被害の軽減を図るため、防災関係機関と地域住民、事業所・施設の関係者による自主的な防災組織の育成・整備について推進し、組織率 100%を目標に努めています。（令和 3 年 3 月の組織率 98.3%） □防災基盤の整備 災害に備えた地域防災力の充実を図るため、消防水利の充足率の低い地域を解消し、市民の安寧と火災による被害の軽減に努めています。 □消防団活性化対策 消防団が将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることから、消防資機材の充実を図り、各種災害に的確に対応できるよう努めています。 □交通安全・防犯意識の普及啓発 地域の防犯や子供の安全・安心を守るため、年に 2 回、地域パトロール活動に協力される方を対象に、青色防犯パトロール講習会を開催し、児童の登下校の見守りや防犯の啓発活動等を行っています。 □社会を明るくする運動の推進（1.3 福祉の心を育む機会づくり） □緊急通報体制の整備 高齢者が急病や災害時に迅速に対応できるよう、在宅生活に支援を要する高齢者のみの世帯を対象に、緊急通報装置を貸与しています。 □防災無線の整備 避難行動要支援者*の特性に応じ、実効性のある情報伝達として、緊急告知防災ラジオ貸与事業に取り組むとともに、情報伝達の整備に努めています。 □安全安心生活排水路整備（浸水対策） 市内の浸水常襲箇所の解消に向けて、排水路整備工事を進めていきます。 □人権啓発活動地方委託 人権擁護委員は、高齢者や障がい者など配慮が必要な方の人権に係る研修会を行い、職務遂行のための研鑽を積んでいます。

3 南陽市地域福祉用語集

	用 語	意 味
あ 行	青色防犯パトロール	自動車に青色回転灯を装着して地域の自主防犯パトロールを行う活動のことです。
	NPO	ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う団体・組織のことで、その収益を団体の構成員に分配することを目的としないことが特徴です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものを NPO 法人と呼びます。
	置賜若者サポステ	地域若者サポートステーション（サポステ）は、厚生労働省からの委託を受けた全国の若者支援のノウハウのある NPO 法人等が運営しています。全国約 170 か所に設置されており、置賜若者サポステは米沢市を拠点とする NPO 法人 With 優が運営しています。
か 行	介護予防・日常生活支援総合事業事（総合事業）	総合事業とは、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスの充実を図ることで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。
	緊急通報体制整備事業	在宅生活に支援を要する高齢者だけの世帯に、急病や災害時に迅速に安否確認や連絡体制を確保するため、緊急通報装置を貸与する制度です。
	ケアマネージャー（介護支援専門員）	介護保険法に基づく資格で、介護保険サービスが適切に受けられるよう介護サービス計画を立てたり、介護サービス提供者・施設とサービスを受ける人や家族との連絡調整を行います。
	ゲートキーパー（こころのサポーター）	国が定めた「自殺総合対策大綱」では、ゲートキーパーの役割は“自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ること”とされています。
	権利擁護	自己の権利や意思を表明することが困難な認知症高齢者、知的障がい者等の意思決定を援助し、福祉サービスの契約や金銭管理などにより、尊厳をもって生活することをサポートすることです。
	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産から子育て期までのさまざまな相談を受ける業務を行っています。母子健康手帳交付時などに、保健師・助産師が悩みを聞いたり、利用者に合わせたサービス等を紹介します。
さ 行	災害時要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等で、防災上特に配慮を要する者

	用 語	意 味
	災害ボランティア	台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した場合に被災地で支援活動を行うボランティアです。災害ボランティアコーディネーターは、支援活動を希望する個人・団体の受け入れ調整や活動先との派遣調整を行います。
	3人っ子ハッピーサポート事業	① 保育料等無料化（軽減）助成 ・第3子以降の保育料等を助成する制度です。 ② 学校給食無料化助成金交付事業 ・第3子以降の給食費を助成します。 ③ 妊娠確定前診療費助成事業 ・第3子以降の妊娠確定前の診療費に対して1万円を上限に助成します。
	社会福祉協議会（社協）	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されています。全国社協、都道府県社協、市町村社協がありそれぞれの事業に取り組んでいます。南陽市には市内8地区に支部社協があります。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くための運動です。
	小地域(福祉)ネットワーク事業	小学校区を単位として、地域の寝たきりや一人暮らし高齢者、障がい(児)者、及び子育て中の親子等支援を必要とするすべての人一人ひとりに、近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開するもの。
	就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行を目指します。
	自立支援協議会（地域自立支援協議会）	地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議です。
	生活支援コーディネーター	「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役になります。
	生活自立支援センター	生活自立支援センターは、市内に在住で、失業や離職、病気などさまざまな理由により、経済的に暮らしの不安や困りごとを抱えている方の相談窓口で、市社協に設置されています。相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、関係機関と連携しながら、課題の解決に向けた支援を行います。

	用 語	意 味
	生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者、高齢者等世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした事業です。
	成年後見制度	認知症や障がいなどで判断能力が不十分となった人に、家庭裁判所で社会生活を支援する人を定め、支援する制度です。同じ市民の立場で被後見人（成年後見制度を利用する人）を支援する「市民後見人」を養成・活動支援しています。
	全国社会福祉協議会（全社協）	都道府県社協の連合会として、全国段階の社会福祉協議会として設置されています。
	総合事業	（介護予防・日常生活支援総合事業） 市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスの充実を図ることで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。
た 行	団塊の世代	第二次大戦後、1947 年～1951 年に生まれた世代（ベビーブーム世代）のことです。なお、山形県及び南陽市の戦後ベビーブームは全国平均より 5 年ほど遅く起こっています。
	地域おこし協力隊	都市住民など地域外の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図るものです。
	地域ケア会議	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」を実現するための方法の一つです。地域包括支援センターが主催する会議では、多職種連携のもとで、個別事例の課題解決を積み重ねることで、地域課題を共有し地域づくりにつなげています。
	地域子育て支援センター	子育て支援センターは、主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が交流を深める場です。気軽に遊びに行くことができ、同じような境遇の親子で交流することができます。子育てについての不安や悩みも相談することができます。
	地域コミュニティ	一定の空間的範囲としての地域性と、構成員の帰属意識、共同性によって住民相互の交流が行われている地域社会又はそのような住民の集団のことです。
	地域支え合い活動	高齢者及び障がい者等世帯に対し、見守り活動等を実施し、高齢者等の地域における自立した在宅生活の継続支援を図る活動

	用 語	意 味
	地域生活支援センター	在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその他の障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、その家族の身体的負担及び精神的負担を軽減するため、生活支援のための相談・情報の提供及び一時的な介護のための施設を提供することを目的とした施設です。
	地域包括支援センター	介護保険法で定められた市町村（保険者）が設置する高齢者やその家族に対する総合的な相談窓口。介護に関する悩みや心配ごと、健康や福祉、医療に関する支援、虐待の防止や早期発見などの権利擁護事業、介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援等を行う機関です。
	地域防災拠点（震災時避難場所）	地震による家屋の倒壊や、洪水による家屋の浸水などにより自宅に戻ることができない場合に、一定期間避難生活を送る場所（震災時避難場所）です。防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄、被害情報等の情報受伝達手段としての専用携帯電話などが備えてあります。地域・学校・行政などで組織された運営委員会が拠点の管理運営を行っています。
	通所型サービスB	住民主体の通いの場で、お茶のみやレクリエーション・介護予防体操など行います。
	当事者団体	同じ、または類似の福祉保健の課題をもつ人が集まった団体・グループを指します
	特定健康診査	40 歳から 74 歳の加入者を対象に医療保険者が行なう健康診査です。内臓脂肪型肥満を見つけるための腹囲測定や心臓病や脳卒中などの危険因子を判定するのに効果的な LDL コレステロール検査などを行うことで、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期に発見し、健康の維持や疾患の予防につなげます。
	ドメスティック・バイオレンス（DV）	親しい関係の中で生じる、特に男性から女性に対する暴力を言います。例えば夫、婚約者、交際中の男性などから女性が心理的暴力や身体的暴力、性的暴力をふるわれ、心身の安全が脅かされ、人としての尊厳や人格が傷つけられるすべての状況を指します。
な 行	南陽市社会福祉協議会（市社協）	社会福祉法人として、市民の皆様からの社費・寄付金、自治体からの補助金・委託費等をもとに活動を行っています。 また、ケアマネジメント等の介護保険サービスも行っています。
	南陽市社協各地区支部（支部社協）	市内 8 地区（赤湯・宮内・沖郷・漆山・梨郷・中川・吉野・金山）で、それぞれの地域福祉の向上のための活動を行っています。
	ニート	15～34 歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人を言います。

	用 語	意 味
	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。 →福祉サービス利用援助事業
	認知症カフェ (オレンジカフェ)	認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家など誰でも気軽に集える場所で、お互いの交流、情報交換や相談などを行います。
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」受講により、認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守ることのできる応援者で、子どもから高齢者まで誰でもなることができます。また、認知症サポーターを養成する講師として「キャラバン・メイト」の活動があります。
	認知症地域支援推進員	認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。
	ノーマライゼーション	加齢や障がいなどを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方で
は 行	ひきこもり	様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外の交遊など）を回避し、原則的に6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態をさします。
	ファミリー・サポート・センター	子育てを地域で相互援助するために、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、センターが仲介して会員同士が支えあう制度です。
	福祉教育	子どもから大人まで全ての人を対象として、学校や地域でのボランティア体験・交流・授業などを通じて、高齢・障がい等の当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解等を進める取り組みです。
	福祉サービス利用援助事業	低料金で福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭の出し入れを支援する制度です。
	フリースクール、フリースペース	一般的に、フリースクールは不登校児童生徒等に対し、教育相談、体験活動、学習指導等の活動を行っている民間の施設。居場所としての役割の場合はフリースペースのことです。
	ふるさと塾	親から子、子から孫の代へ、「ふるさと山形」のよき生活文化や知恵、伝統芸能などの素晴らしい地域文化を教え合い、学び合いながら、伝承していく活動です。山形の将来を担う子どもたちの「ふるさと山形」に対する理解と愛着を育むことにより、未来へ広がる“やまがた”を創りあげていくことを大きな目的としています。

	用 語	意 味
	放課後子供教室	「南陽市放課後子ども総合プラン」に基づき、学校の余裕教室、体育館、公民館等を利用して、南陽市の地域資源を活かした多様な体験・活動プログラムを実施し、愛郷心を育成する制度です。
ま 行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、各地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
や 行	山形県社会福祉協議会（県社協）	県域での社会福祉の充実をめざして、市町村社協と連携して日常生活自立支援事業・生活福祉資金の貸し付け・ボランティア活動の振興等を行っています。 また、研修会の実施や福祉の仕事に関する情報提供を行っています。
	ユニバーサルデザイン	年齢差や障がいの有無などの区別なく、全ての人々にとって使いやすいように製品、建物、環境等をデザインすることです。
	よりそいホットライン	一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施する電話、FAX、チャットや SNS による相談
わ 行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる状況と呼びます。